

 \bigcirc

山形県公司

平成21年12月22日 (火) 第2104号

^^^^

毎週火・金曜日発行

次 目

	規	則			
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					1341
	告	示			
○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(置賜総合支方	「建設総務課)	
	教育委員会問	関係			
	告 示				
○山形県教育委員会12月定例会の招集					1343
ì	選挙管理委員会	会関係			
	告 示				
○直接請求に必要な有権者の数					同
	公	告			
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申○同	ヲ請⋯⋯⋯⋯				
	現	則			

る。

平成21年12月22日

山形県知事 美 栄 子

山形県規則第76号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年2月県規則第11号)の一部を 次のように改正する。

第24条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 船員法 (昭和22年法律第100号) 第1条に規定する船員である者

附則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条の2第1項の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は 疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に 係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

山形県告示第1075号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。 第2条中「年0.85パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年12月9日から適用する。
- 2 平成21年12月9日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合について は、なお従前の例による。

山形県告示第1076号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月22日から平成22年1月4日まで縦覧に供する。

平成21年12月22日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
東置賜郡川西町大字玉庭字高野沢57637 同	番6から 上まで	旧	17.4 メートル く 11.4		メートル 95
同	上	新	19.0 メートル ? 13.0	同	上

山形県告示第1077号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月22日から平成22年1月4日まで縦覧に供する。

平成21年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字玉庭字高野沢5763番6から

目

3 供用開始の期日 平成21年12月22日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第21号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。 平成21年12月22日

> 山形 県 教 育 委 員 会 委 員 長 南 博 昭

1 招集の日時 平成21年12月25日(金) 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎教育委員室

3 議 題

(1) 専修学校の設置の認可について

- (2) 山形県あかねケ丘陸上競技場の指定管理者の指定について
- (3) 教育委員会事務局職員の人事に係る臨時専決処理の承認について
- (4) 教育委員会事務局職員の人事について
- (5) 教職員の人事について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第103号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年12月22日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,409人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 228,405人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選	建 挙 区 🧷	名	3分の1の数	追	選挙 区 名	3	3分の1の数	選	建 挙	区。	名	3分の1の数
Щ	形	市	68,036人	村	Щ	市	7,698人	西	村	Щ	郡	12, 485人
米	沢	市	23,885人	長	井	市	8, 162人	最		Ŀ	郡	13, 199人
鶴	岡	市	38,048人	天	童	市	16, 905人	東	置	賜	郡	11,979人
酒飽	田市海	· 郡	35,873人	東	根	市	12,511人	西	置	賜	郡	9, 251人
新	庄	市	10,589人	尾北	花 沢 市 村 山	· 郡	7,880人	東	田	Ш	郡	8,629人
寒	河 江	市	11,650人	南	陽	市	9,389人					
上	Щ	市	9,659人	東	村 山	郡	7,654人					

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日平成21年12月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人Yamagata 1

(2) 代表者の氏名

海谷 美樹

(3) 主たる事務所の所在地

東根市中央東三丁目2番54号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に山形県内において、地域の情報化推進活動に関する支援や情報資源のアーカイブ等を行い、地域の情報化推進および情報流通を軸とした地域活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年12月22日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 申請のあった年月日
 - 平成21年12月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人ゆにぷろ

(2) 代表者の氏名

伊藤 寿彦

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡高畠町大字竹森506番地の13

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主として山形県置賜地域において、しょうがいの有無や年齢にかかわらず、すべての人が地域で安心して、その人らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、地域生活において支援を必要とする当事者の声を反映した生活支援事業等を創造し、また地域福祉の制度・政策に関する提言等を行うことにより、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

●990-0047 山形市旅篭町二丁目 1-21

1344 平成21年12月22日印刷

平成21年12月22日発行

 発行所
 山
 形
 県

 発行人
 山
 形
 県

印刷所 坂部印刷株式会社印刷者 坂 部 登

電話 山形(631)2057 (631)2056